第114号議案

Γ

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年足立区条例第101号)の一部を次のように改正する。

別表第1中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項から 18の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2中23区長の部を削り、同表中

ı					ı				
	2 4	区長				2 3	区長		
	2 5	区長				2 4	区長		
	2 6	区長				2 5	区長		
	2 7	区長		を		2 6	区長		に改め、同表32
	2 8	区長				2 7	区長		
	2 9	区長				2 8	区長		
	3 0	区長				2 9	区長		
	3 1	区長				3 0	区長		
			_					_	
区長の部中									
Γ					Γ				
	3 2	区長		を		3 1	区長		に改め、同部地方
			J					J	

税関係情報であって規則で定めるものの項を削り、同表33区長の部中 Γ 3 2 区長 を 区長 に改め、同部地方 3 3 税関係情報であって規則で定めるものの項を削り、同表中 Γ 区長 3 3 区長 3 4 区長 区長 3 5 3 4 3 6 区長 3 5 区長 3 7 区長 区長 3 6

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

を

(提案理由)

主務省令の改正によるもののほか、規定を整備する必要があるので、 この条例案を提出いたします。